

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026 年 10 月 1 日

10
October
2026



経営情報①

2026年の初任給情報(大学卒編)

今年6月に作成された厚生労働省の資料から、主な産業別に2026年の大学卒初任給情報をご紹介します。

男性の産業計は26.0万円

2026年の大学卒初任給額(各種手当込み)を主な産業別にまとめると、右表のとおりです。

男性の産業計は26.0万円、前年同期比で103.6%となりました。産業別では金融業、保険業が27.3万円で最も高い状況です。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えており、前年を上回る金額となっていることがわかります。中でも電気・ガス・熱供給・水道業が107.3%と最も高い伸びを示しています。

女性の産業計は25.6万円

女性の産業計は25.6万円で、前年同期比で103.2%となりました。産業別では、金融業、保険業が最も高く、26.7万円となっています。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えました。電気・ガス・熱供給・水道業が106.6%で、男性と同様に最も高い伸びとなっています。

2026年の主な産業別大学卒初任給(千円、%)

	男性			女性		
	賃金	産業別比率	前年同期比	賃金	産業別比率	前年同期比
産業計	260	100.0	103.6	256	100.0	103.2
建設業	272	104.6	103.4	265	103.5	102.3
製造業	261	100.4	104.8	257	100.4	104.5
電気・ガス・熱供給・水道業	265	101.9	107.3	260	101.6	106.6
情報通信業	262	100.8	102.3	264	103.1	102.3
運輸業、郵便業	248	95.4	105.1	246	96.1	103.4
卸売業、小売業	256	98.5	102.8	252	98.4	103.3
金融業、保険業	273	105.0	105.4	267	104.3	105.5
不動産業、物品賃貸業	270	103.8	102.3	264	103.1	102.7
学術研究、専門・技術サービス業	262	100.8	103.1	263	102.7	103.5
宿泊業、飲食サービス業	259	99.6	105.3	252	98.4	104.1
生活関連サービス業、娯楽業	257	98.8	104.5	249	97.3	103.3
教育、学習支援業	257	98.8	104.5	256	100.0	103.2
サービス業	250	96.2	103.3	250	97.7	102.0

厚生労働省「新規学卒者初任給情報(令和8年春季卒業者)」より作成

経営情報②

2026年の初任給情報(高校卒編)

男性の産業計は21.6万円

2026年の高校卒初任給額(各種手当込み)を主な産業別にまとめると、右表のとおりです。

男性の産業計は21.6万円、前年同期比で105.4%となりました。産業別では不動産業、物品賃貸業が22.3万円で最も高い状況です。前年同期比は表中の産業では教育、学習支援業を除いて100%を超えています。中でも電気・ガス・熱供給・水道業が108.0%と最も高い伸びを示しています。

女性の産業計は21.0万円

女性の産業計は21.0万円で、前年同期比で105.5%となりました。産業別では、学術研究、専門・技術サービス業が最も高く、21.4万円となっています。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えました。金融業、保険業が107.7%で、最も高い伸びとなっています。

最低賃金の上昇や企業の賃上げ努力などもあり、多くの産業で大学卒・高校卒ともに初任給も増加しています。来年の初任給はどうなるでしょうか。

2026年の主な産業別高校卒初任給(千円、%)

産業	男性			女性		
	賃金	産業別比率	前年同期比	賃金	産業別比率	前年同期比
産業計	216	100.0	105.4	210	100.0	105.5
建設業	221	102.3	103.8	213	101.4	104.4
製造業	215	99.5	105.9	209	99.5	105.6
電気・ガス・熱供給・水道業	217	100.5	108.0	213	101.4	106.5
情報通信業	217	100.5	102.8	210	100.0	102.9
運輸業、郵便業	217	100.5	105.9	211	100.5	105.0
卸売業、小売業	213	98.6	104.9	210	100.0	105.0
金融業、保険業	208	96.3	106.1	210	100.0	107.7
不動産業、物品賃貸業	223	103.2	105.2	208	99.0	104.5
学術研究、専門・技術サービス業	216	100.0	104.9	214	101.9	104.9
宿泊業、飲食サービス業	221	102.3	104.2	213	101.4	105.4
生活関連サービス業、娯楽業	207	95.8	103.5	211	100.5	105.0
教育、学習支援業	198	91.7	99.5	205	97.6	104.1
サービス業	214	99.1	104.4	213	101.4	105.4

厚生労働省「新規学卒者初任給情報(令和8年春季卒業者)」より作成



令和8年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和8年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が47都道府県中33府県で答申されており、全国加重平均額も目安額として示された1,176円を1円上回る「1,177円」となっています。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和8年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※
北海道	1131円(1075円)	令和8年10月1日	滋賀	1136円(1080円)	令和8年10月3日
青森	1090円(1029円)	令和8年10月29日	京都	1180円(1122円)	令和8年11月16日
岩手	1090円(1031円)	令和8年12月1日	大阪	1231円(1177円)	令和8年10月1日
宮城	1098円(1038円)	令和8年10月1日	兵庫	1172円(1116円)	令和8年10月1日
秋田	1090円(1031円)	令和8年10月14日	奈良	1107円(1051円)	令和8年10月4日
山形	1092円(1032円)	令和8年10月30日	和歌山	1101円(1045円)	令和8年10月3日
福島	1094円(1033円)	令和8年10月16日	鳥取	1090円(1030円)	令和8年10月3日
茨城	1136円(1074円)	令和8年10月18日	島根	1092円(1033円)	令和8年10月10日
栃木	1125円(1068円)	令和8年10月1日	岡山	1104円(1047円)	令和8年10月2日
群馬	1120円(1063円)	令和8年10月3日	広島	1141円(1085円)	令和8年10月11日
埼玉	1196円(1141円)	令和8年10月1日	山口	1101円(1043円)	令和8年10月8日
千葉	1195円(1140円)	令和8年10月1日	徳島	1103円(1046円)	令和8年11月1日
東京	1280円(1226円)	令和8年10月1日	香川	1092円(1036円)	令和8年10月1日
神奈川	1279円(1225円)	令和8年10月1日	愛媛	1093円(1033円)	令和8年11月1日
新潟	1108円(1050円)	令和8年10月1日	高知	1086円(1023円)	令和8年10月29日
富山	1119円(1062円)	令和8年10月1日	福岡	1114円(1057円)	令和8年10月4日
石川	1113円(1054円)	令和8年10月3日	佐賀	1095円(1030円)	令和8年11月15日
福井	1112円(1053円)	令和8年10月4日	長崎	1087円(1031円)	令和8年11月2日
山梨	1113円(1052円)	令和8年11月1日	熊本	1092円(1034円)	令和8年12月1日
長野	1117円(1061円)	令和8年10月2日	大分	1096円(1035円)	令和8年11月1日
岐阜	1121円(1065円)	令和8年10月1日	宮崎	1085円(1023円)	令和8年10月24日
静岡	1154円(1097円)	令和8年10月15日	鹿児島	1090円(1026円)	令和8年10月25日
愛知	1195円(1140円)	令和8年10月1日	沖縄	1086円(1023円)	令和8年12月2日
三重	1143円(1087円)	令和8年10月1日	全国加重平均	1177円(1121円)	—

□ は改定あり
(すべての都道府県で改定)

★ 徳島県は57円引上げで1103円です。最低賃金割れの従業員が発生しないかの検証はお早目に！

また、「業務改善助成金」の申請受付が9月1日からスタートしていますが、地域別最低賃金の発効日前(10月31日)までに引き上げる計画が必要です。ご注意ください。



※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★ 最近、毎日どこかで「AI」の2文字を見ない日はないくらいAIが社会のあらゆる場面で話題となっています。当然、人事労務の場面でも、AIはこれからの業務の大きな基盤になるものと考えられています。そこで、今年の社労士会セミナーのテーマは、「AI×社労士 —AIで変わるこれからの人事労務—」です。
- ★ 講師は年金博士としてマスコミで活躍している北村庄吾先生。日時は10月16日(金)お申込みの締め切りは10月9日(金)まで。お申込みは右のQRコードからお願いします。詳しい内容が知りたい方は、徳島県社労士会のホームページ、またはつちはし事務所までお問い合わせください。
- ★ また、10月1日からは、同一労働・同一賃金のガイドラインが改正になります。ガイドラインについては、最高裁判決等を踏まえ、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、夏季・冬季休暇、褒賞などの記載が追加・充実されています。さらに、新たに法的義務となるのは労働条件通知書の改定で、2026年10月1日以降にパート・有期社員を雇い入れるときは「待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨」を文書の交付などで明示が必要です。労働条件通知書の改定をお忘れなく。

